

関東管区警察局の庁舎管理に関する訓令

施行 平12.3.30

改正 平12.8.16 局訓令第9号

平26.4.1 局訓令第2号

関東管区警察局訓令第4号

関東管区警察局の庁舎管理に関する訓令を次のとおり定める。

平成12年3月30日

関東管区警察局長事務取扱 佐藤 英彦

関東管区警察局の庁舎管理に関する訓令

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、さいたま新都心合同庁舎2号館（以下「2号館」という。）の関東管区警察局が専用する部分（以下「専用部分」という。）に関する庁舎管理の基本的事項を定めるとともに、専用部分の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「専用部分」とは、2号館の管理庁（関東地方整備局長）から関東管区警察局長が専用の部分として使用承認を受けた部分をいう。

第2章 庁舎管理

(庁舎管理の事務)

第3条 庁舎管理の事務は、総務監察部会計課長（以下「会計課長」という。）が行うものとする。
(管理基準)

第4条 会計課長は、専用部分を常に良好な状態におき、最も効率的に使用するように管理するほか、専用部分における秩序維持及び安全の保持に努めなければならない。

2 会計課長は、この訓令により定めるほか、管理庁が定めた「さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟管理規則」により管理を行うものとする。

(警備委託)

第5条 会計課長は、専用部分の庁舎管理事務の一部を行わせるため外部に委託することができる。
2 警備を委託する場合はその範囲、警備実施計画等を作成しなければならない。

(入場、入室の制限等)

第6条 会計課長は、専用部分の秩序と静穏の維持及び安全の保持のために、専用部分への入場及び入室を制限又は禁止することができる。

(通行証等の発行)

第7条 専用部分に入場する者は、庁内ではその身分を明らかにするため、別途定める通行証等を着用しなければならない。

第3章 庁舎防護及び火災防止

(庁舎の防護)

第8条 専用部分に対して不法侵入、集団による違法行為等を防止するため、防護班を編成し、防

護にあたるものとする。

2 防護班の任務、編成その他必要な事項は別に定める。

(火災の防止)

第9条 会計課長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者として専用部分の火災防止のためその責務を誠実に遂行しなければならない。

2 会計課長は、火災予防のため消防計画を定める。

(火元責任者)

第10条 防火管理者は、専用部分の場所単位に火元責任者を定め、火気を直接使用する設備及び器具（以下「火器」という。）を管理させるものとする。

(通報)

第11条 防火管理者は、火災が発生した場合は、直ちに関東管区警察局長に通報しなければならない。

附 則

この訓令は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年8月16日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。